

12.各種助成制度

住宅改造 助成	内 容	日常生活動作の不便を解消するため家庭設備の改造工事に必要な費用を助成します。 なお、原則として、昭和56年5月31日以前に着工された戸建・長屋・共同住宅は併せて簡易耐震診断を実施する必要があります(診断にかかる費用の補助もあります。対象住宅等、詳細は下記窓口にお問い合わせください。)		
	対 象	自宅での生活を希望する日常生活に支障がある障がい者(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人)。 ※介護保険対象者は介護保険からの保険給付が優先されます		
	対象箇所 と限度額	以下の箇所が助成対象となります。限度額は100万円です。 浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所		
	窓 口	障害福祉課(18歳未満の人はこども福祉課、65歳以上の人は介護保険課) 伊丹市社会福祉事業団(Tel 775-3010)		
	負担金	世帯階層区分	バリアフリー改造 助成率	簡易耐震診断 助成額 上段:木造 下段:非木造
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	3/3	3,090円 6,240円
	B	生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	9/10	3,000円 6,000円
	C	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10	
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3	2,000円 4,000円
	E	生計中心者が前年分所得税課税の世帯 所得税の額が7万円以下の世帯であって、生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入金額が800万円以下の世帯ならびに生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が、600万円以下の世帯	1/2	

自動車運転 免許取得費 助成	助成額	免許取得に要した費用の3分の2以内で、限度額は100,000円です。
	対 象	身体障害者手帳を所持し、自動車教習所で普通自動車第1種免許を新規に取得した人。
	必要書類	教習費用の領収書、身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、本人名義の銀行通帳、住民票。
	手続き	教習所において技能を取得し、運転免許取得後1か月以内に申請してください。
	窓 口	障害福祉課

自動車改造費の助成	助成額	自らが自動車を運転するために必要な自動車改造に直接要した費用で、限度額は100,000円です。
	対象	下記①～④すべての要件を満たす人 ① 上肢、下肢、又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持している人。 ② 自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより社会参加が見込まれる人 ③ 本人の前年分の所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人。 ④ 過去7年間に本制度により自動車改造費の助成を受けていない人。
	必要書類	身体障害者手帳、運転免許証、車検証、改造箇所のわかる見積書、領収書、本人名義の銀行通帳、改造後の写真、前年の所得額を証する書類、印鑑。(自動車の改造費の支払いを終えた日から1か月以内に申請してください。)
	窓口	障害福祉課

自動車事故対策機構による介護料支給	助成額	介護用品の購入等
	内容	自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給されます。 ・支給制限 (1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 ① NASVA 療護施設等に入院している方 ② 他法令に基づく施設に入所している方 ③ 他法令による介護料相当の給付を受けている方等 (2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1000万円を越えると認められるとき
	支給対象 必要書類	詳しい内容は下記の窓口にご確認ください。
	窓口	独立行政法人自動車事故対策機構兵庫支所 Tel 078-331-6890 Fax 078-331-3682

<その他の医療制度>

障害者医療費助成制度	内容	医療保険の自己負担金(薬剤負担額含)の一部を助成します。
	対象	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で所得制限内の人。
	窓口	後期医療福祉課 Tel 784-8041 Fax 784-8124

高齢障害者医療費助成制度	内容	後期高齢者医療制度の被保険者が支払う一部負担金の一部を助成します。
	対象	後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級で所得制限内の人。
	窓口	後期医療福祉課 Tel 784-8041 Fax 784-8124

後期高齢者医療制度	内容	75歳以上の人、65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた人に対し、現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退して新たな制度に移行し、医療を受ける制度です。
	窓口	

障害児者歯科診療事業	対象	心身障がい児(者)で一般歯科医院にて診療困難な人。
	診療	日時:月～金曜9時～15時まで(時間予約制です) 場所:市立口腔保健センター(所在地:伊丹市昆陽池1-40)
	窓口	初診の場合、障害福祉課・こども福祉課

訪問看護	内容	通院困難な状態にある難病患者や重度障がい者、精神障がい者でかかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者を対象に、看護師が定期的に家庭に訪問し、かかりつけ医師の指示に基づく看護サービスを行います。 主な看護内容は、病状観察のほか、じょくそうの処置、医療器具などの管理、リハビリなどの看護サービス。
	利用料	・各自加入している健康保険によって、費用の1割～3割が自己負担となります。 ・指定難病・小児慢性特定疾病の受給者証を持っている人は助成があります。 ・自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を持っている人は費用の1割が自己負担となります。

在宅重症心身障害者(児)訪問看護支援事業助成金	内容	訪問看護利用料の一部を助成します。
	対象	肢体不自由の身体障害者手帳1級と療育手帳A判定の手帳の両方を持つ在宅障がい者(児)で所得制限内の人。
	窓口	障害福祉課・こども福祉課

指定難病医療費助成	内容	難病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。
	対象	国が指定する難病に該当し、認定基準を満たす人。
	窓口	兵庫県伊丹健康福祉事務所 地域保健課 Tel 785-7462 Fax 777-4091

小児慢性特定疾病医療費助成	内容	小児慢性特定疾病の治療に要する医療費のうち、医療保険の自己負担金の一部を助成します。
	対象	国が指定する小児慢性特定疾病に該当し、認定基準を満たす人。
	窓口	兵庫県伊丹健康福祉事務所 地域保健課 Tel 785-7462 Fax 777-4091